あらゆる災害に備えて

八代市地域防災計画策定

市では、合併に伴い新八代市としての防災力を高めるため、市域の災害特性を考慮し、情報の伝達・収集を迅速かつ的確に実施できる体制づくりに重点をおいた防災計画を策定しました。

◆地域防災計画とは・・

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、各市町村で作成することが義務づけられています。

市民の皆さんのかけがえのない生命、身体および財産を災害から守るため、市・防災関係機関・市民が果たすべき責務と役割、そして災害の予防・応急対策・復旧に関する計画について定めています。

◆主な計画内容

一、災害予防対策

自主防災組織の結成促進・育成

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という市民の自主的な防災活動を育成・支援する。

備蓄体制の整備

市が指定する避難場所に毛布や発電機などを配備するとともに、校区ごとに備蓄倉庫の設置や備蓄品の配備を進める。

①災害図上訓練
②避難訓練
③応急手当
④八代市地域防災計画書

防災訓練の充実

総合防災訓練、住民参加型防災訓練及び災害図上訓練などを随時実施することにより、災害対応力の強化を図る。

災害時要援護者の安全確保

災害に対応する能力の弱い高齢者や障害者などに対する避難や救援体制を整備する。

二、災害応急対策

応急活動体制

市職員による災害への注意・警戒・非常配備体制を強化する。

災害時の広報

防災行政無線、ケーブルテレビ、エフエムやつしろなど、あらゆる情報伝達手段を活用して、市民に的確な情報を周知する。

水防体制

河川の水位を的確に把握し、水防活動に努める。また、洪水ハザードマップを作成し、危険箇所や避難場所を周知する。

避難対策

避難準備情報・避難勧告・指示を迅速に伝達するとともに、避難誘導から避難所の開設・運営を円滑に実施する。

派遣要請・相互協力

自衛隊への災害派遣要請の要求や県・他市町村への協力要請。民間団体との災害協定の締結を進める。

三、災害復旧対策

被災者の生活確保、ライフラインの復旧など

地域防災計画策定の流れ

①旧6市町村の防災計画の比較・整理
②国・県が重点を置く防災対策を把握
③「資料編」に盛り込む基礎データを整理

↓

防災会議で審議

↓

八代市地域防災計画

第1章　総　則
第2章　災害予防計画
第3章　災害応急対策計画
第4章　災害復旧計画
資料編

※八代市地域防災計画は、本庁一階ロビー情報プラザ、市立図書館及び市ホームページで閲覧できます。

【問合せ】防災危機管理課
☎33 4112（内線2354）

★代陽校区で住民参加型防災訓練を実施します。

市では、地域の防災力向上を目的として、校区ごとに住民参加型防災訓練を実施しています。

今回は、代陽校区を対象に訓練を実施しますので、ふるってご参加ください。また、代陽校区以外の皆さんもぜひご観覧ください。

とき　3月18日（日）
午前9時から

ところ　代陽小学校グラウンド

内　容　避難誘導訓練、救命救急訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練のほか、起震車による地震体験コーナーも予定しています。